

研修等に伴う講師の謝金について

1. 謝金について

(1) 講師の講義時間数の合計に1時間未満の端数がある場合には、次により取り扱うものとする。

① 30分以内の場合は0.5時間として計算する。

② 30分を超える場合は1時間として計算する。

講師区分		1時間当たりの金額 (円)	
県内講師	学職経験者	大学教授	8,000
		大学准教授等	5,000
		その他 研修専門家	5,000~10,000 5,500~10,000
県外講師	学職経験者	大学教授	20,000
※主に宮崎県外で活動している講師をいう。		大学准教授	17,000
※右側注意参照		その他 研修専門家	10,000~20,000 20,000~30,000

【注意】
 県外講師の単価は主に東京都内で活動をしている講師の標準単価であり、その他の地区で活動している場合は次の通り。ただし、活動地域が複数の場合は、東京地区と同額とする。
 ア) 阪神地区：9割
 イ) 福岡地区：8割
 ウ) その他地区：5～8割
 ※根拠
 教育政策課長発0150-1579
 令和4年3月15日発出文書

(2) 所得税は【旅費(宿泊費含)・謝金それぞれ】10.21%差し引いて支給してください。

※例：講師が講義を2時間行った場合の計算

@20,000円 (1時間当たりの金額) × 2h (講義時間) = 40,000円

40,000円 (講師謝金税引き前) × 10.21% (所得税差し引き) = 4,084円 (所得税額)

40,000円 (謝金合計) - 4,084円 (所得税) = 35,916円 (講師支給額)

所得税は確定次第、高体連まで持参してください。

この金額を講師に実際に支給します。

謝金に関する税金早見表

金額	10.21%	金額	10.21%	金額	10.21%
1,000	102	21,000	2,144	41,000	4,186
2,000	204	22,000	2,246	42,000	4,288
3,000	306	23,000	2,348	43,000	4,390
4,000	408	24,000	2,450	44,000	4,492
5,000	510	25,000	2,552	45,000	4,594
6,000	612	26,000	2,654	46,000	4,696
7,000	714	27,000	2,756	47,000	4,798
8,000	816	28,000	2,858	48,000	4,900
9,000	918	29,000	2,960	49,000	5,002
10,000	1,021	30,000	3,063	50,000	5,105
11,000	1,123	31,000	3,165	51,000	5,207
12,000	1,225	32,000	3,267	52,000	5,309
13,000	1,327	33,000	3,369	53,000	5,411
14,000	1,429	34,000	3,471	54,000	5,513
15,000	1,531	35,000	3,573	55,000	5,615
16,000	1,633	36,000	3,675	56,000	5,717
17,000	1,735	37,000	3,777	57,000	5,819
18,000	1,837	38,000	3,879	58,000	5,921
19,000	1,939	39,000	3,981	59,000	6,023
20,000	2,042	40,000	4,084	60,000	6,126

(3) 旅費・宿泊費を現金で支払う場合は、謝金と同様、所得税を事務局に納入してください。

謝金・旅費支給簿

令和 年 月 日 ()

責任者

印

1	氏名	所属

支給計算表	旅費		謝金		④所得税10.21% 差し引き額
	金額	内訳	時間	1時間あたり	
			時間	円	
合計	①total	②所得税10.21% 差し引き額	③total		
	0	0	0		0

支給額	旅費 ①-②	謝金 ③-④	総支給額	講師 受領印
		0	0	0

高体連事務局	
税金分 ②+④	事務局 会計担当
0	